

相模原商工会議所 会員の皆様方へ

中小規模事業者・省エネルギー 対策等支援事業 説明会のご案内

以下、相模原市からのお知らせです。

相模原市では、喫緊の課題である地球温暖化問題の解決に向け、市民・事業者・市が協働しつつ自ら積極的に温暖化対策に取り組むため、それぞれの役割や取り組むべき対策を定めた『相模原市地球温暖化対策推進条例』を制定し、平成25年4月より施行しています。

この条例に基づき、中小規模事業者の皆様の省エネルギー対策を促進するため、省エネルギー設備等の導入に関する補助金制度等を実施しています。

是非とも経営改善や地球温暖化対策の推進のため、この機会に支援制度をご活用ください。

●「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」とは・・・

省エネアドバイザーの派遣（2回／年まで無料）を受けて、事業者の皆さんが作成した「地球温暖化対策計画書」の中で、省エネ対策や温暖化対策の一環として高効率な空調・照明設備への更新や太陽光発電設備の導入などを実施する場合、その費用の一部（補助率3分の1以内、上限75万円）を助成します。

※補助対象経費の総額が30万円以上の事業が対象となります。

※申請受付は先着順となり、予算に達した時点で終了となります。

なお、支援制度に関する説明会を下記のとおり開催しますので、制度の活用を検討されている方は是非ご参加ください。

支援制度説明会の開催

支援制度に関する説明会を下記のとおり開催しますので、制度の活用を検討されている方は是非ご参加ください。（内容は各回とも同一です。）

日 時：① 4月20日（水）午後2時～3時30分 ② 4月25日（月）午前10時～11時30分

場 所：相模原市立環境情報センター 学習室（相模原市中央区富士見 1-3-41）

申 込：4月18日（月）までに事業者名・出席者名・連絡先の電話番号・参加日を FAX
か E-Mail で市環境政策課へ（1事業者につき1名のご出席でお願いします）

申込先：相模原市環境政策課

FAX：042-754-1064

E-Mail：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp